名古屋市告示第521号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 2項の規定に基づき、令和 7年名古屋市告示第18号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 7年10月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番62の一部及び丙69番 2の一部
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課